

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

目次 (略)
 第1章～第14章 (略)
 別記1～16 (略)
 17 I P 通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1)～(3) (略)

(4)その他

ア 利用回線に係るもの (略)

イ 加入電話等設備に係るもの

(ア) 当社に係るもの

<u>契約の種別等</u>	<u>契約約款の名称</u>
<u>専用アクセス契約</u>	<u>電話等サービス契約約款</u>

(略)

18 (略)

目次 (略)
 第1章～第14章 (略)
 別記1～16 (略)
 17 I P 通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1)～(3) (略)

(4)その他

ア 利用回線に係るもの (略)

イ 加入電話等設備に係るもの

(ア) 削除

(略)

18 (略)

～2020年3月31日	2020年4月1日～
	<p data-bbox="1160 240 1760 272"><u>附 則（令和2年3月27日 V Vサ第 00628876号）</u></p> <p data-bbox="1137 300 1256 331"><u>（実施期日）</u></p> <p data-bbox="1128 360 1738 392">1 <u>この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。</u></p> <p data-bbox="1137 419 1256 451"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="1128 480 2130 568">2 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p data-bbox="1128 596 2130 684">3 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>